

弁護団声明

(広島高裁による不当決定を受けて)

2023年3月24日
伊方原発運転差止広島裁判弁護団

1 広島高裁民事第4部（脇由紀裁判長、右陪席・梅本幸作裁判官、左陪席・佐々木清一裁判官）は、本日、伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立即時抗告事件において、住民らの申立てを棄却する決定（以下「本件決定」という。）を出した。

喉元過ぎれば熱さを忘れるというが、本件決定は、福島第一原発事故から12年を過ぎ、まさに国の崩壊にもつながりかねない原発事故の悲惨さを忘れてなされた不当な決定である。

2 本件の争点は、①司法審査の在り方、②規制基準自体の不合理性、及び③規制基準適用の不合理性である。

①司法審査の在り方について

まず、本件決定は、原発の運転差し止めを求める民事保全事件においては、人格権侵害の具体的危険性について住民側が主張疎明責任を負うのが原則であるとし、仮に伊方最高裁判決の枠組みを参考にするとしても、四国電力は伊方原発が新規制基準に適合していることを疎明すれば足りるとした。

しかし、原発が新規制基準に「適合」していることは、至極当然の前提に過ぎないのであるから、この決定に従えば、実質的な主張立証責任を全て住民側に押し付けていることと何ら変わりない。

②規制基準自体の不合理性について

この争点は、本件決定の不当さが最も現れている判断部分である。

住民らは、伊方最高裁判決の判断を踏まえて、規制基準自体が不合理であれば、人格権侵害の具体的危険が認められると主張してきた。

これに対して、本件決定は、「新規制基準に不合理な点があるとしても、それだけで、直ちに抗告人らの生命、身体等が侵害される具体的危険があるとの疎明がなされたとはいえない」と判断した。

本件決定は新規制基準に不合理な点があつても、さらに安全性を欠くことの立証を求める点で非常識極まりなく、かつ、従来の最高裁判例にも矛盾す

るものである。

③規制基準適用の不合理性について

住民側は、地震観測記録と比較して、基準地震動 650 ガル及び南海トラフ地震の想定地震動 181 ガルが低水準であることを主張していた。しかし、本件決定は、住民らの主張が最大加速度の数値のみの比較であると曲解し、さらには、地震学者も含めておよそ現在の人間には不可能ともいえる地域特性まで疎明せよと判示しており、不合理極まりない内容である。

我々は、この裁判において、常識に基づいた分かりやすい問題提起をし、判断を求めたにもかかわらず、裁判所は、徒に四国電力の持ち込んだ複雑な科学技術論争を鵜呑みにし、一知半解な理由で我々の主張を退けた。誠に不当な決定である。

我々は、このような不当な決定を認めることができない。今後も闘いを続けていく。

以上